定額減税補足給付金の不足額を給付します

令和6年分所得税額・令和6年度住民税額が確定したことで、令和6年度に実施した「定額減税補足給付金（当初調整給付）」で算定した金額に不足が生じる方を対象に、不足分の金額を支給します。**対象の方には、8月中旬以降に順次書類を送付します。**

■ **対象**／(1) または (2) の方のうち、「不足額給付 1」または「不足額給付 2」のどちらかに該当する方

（1）令和7年1月1日に南国市に住民登録がある方

（2）南国市の住民基本台帳に記載されていないが、南国市から地方税の規定による県民税または市民税が課税されている方

不足額給付 1

令和6年分推計所得税額から算出した当初調整給付所要額と、令和6年分所得税額・定額減税の確定額を基に計算した本来給付すべき所要額との間で差額（不足）が生じる方

（納税義務者の合計所得金額が 1,805万円を超える方は対象外）

不足額給付 2

次の要件を全て満たす方

・当初調整給付の対象ではない方（扶養親族として対象となっている場合も含む）

・①～③の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員ではない方

①令和5年度非課税世帯への給付金（7万円）

②令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）

③令和6年度非課税世帯または均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）

・税制上「扶養親族」ではない方

（事業専従者（青色・白色）または合計所得金額が48万円超）

・令和6年分所得税・令和6年度個人住民税所得割ともに、定額減税前の税額がゼロの方

■ **給付額**（対象者ごとに異なります）

不足額給付 1

本来給付すべき所要額 － 当初調整給付算定時の所要額（1万円単位へ切り上げ）

不足額給付 2

原則4万円（令和6年1月1日時点で国外に居住していた方は3万円）

■ **手続き方法**

・支給のお知らせが届いた方：原則手続きは不要です

・支給確認書が届いた方：必要書類を添付の上、提出してください

■ **申請期限**／10月31日㈮　当日消印有効

■問い合わせ／税務課市民税係　☎088-880-6554

65歳以上の方へ

地域の頼れるコーディネーターを紹介します！

生活支援コーディネーターは地域資源と住民とのつなぎ役です。65歳以上の方が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、近所で集まっておしゃべりできる場所がないか、体操の場がないかなど、相談内容に応じて通いの場など（地域資源）を紹介します。

また、住民主体の活動（サロン立ち上げなど）のサポートなど、地域の「支え合い」や「つながり」を応援するために3人で活動しています。

久保

食べることが大好きで、甘い物があればすぐに飛んでいきます。

小野川

休日は、さまざまなイベントに出向き楽しんでいます☆

仙頭

多肉植物を数種類育てており、お気に入りは「ルビーネックレス」です。

■問い合わせ／南国市包括支援センター　☎088-804-6010

くらしのサポーター養成研修の参加者を募集します

在宅高齢者の支援（訪問型サービス A：調理や身体介護を除く、掃除・洗濯などの生活援助）にご協力いただけるサポーターを養成するため、参加者を募集します。

誰かの役に立ちながら、収入も得られる活動ですので、興味のある方はご参加ください。

■ **対象**／訪問型サービスAに従事希望の成人の方

※研修終了後、すぐの活動になるとは限りません。

■ **日時**／10月8日㈬　13：30～16：30

■ **場所**／南国市役所　上下水道局 2 階会議室

■ **内容**

・介護に関する基礎知識

・具体的な支援の内容

・高齢者への理解、接遇など

■ **定員**／ 10 名程度（参加費無料、要事前予約）

■ **申込締切**／9月30日㈫（定員になり次第終了）

■問い合わせ／長寿支援課介護保険係　☎088-880-6556

結婚で新生活を始める夫婦を支援します

最大60万円

■ **対象**／次の要件をすべて満たす夫婦

・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦

・婚姻届が受理された日に夫婦ともに 39 歳以下

・令和8年3月31日までに、結婚を機に南国市内で新たに住居を購入・賃借した夫婦

・申請時に夫婦ともに新居を住所として住民登録されている

・夫婦の前年の所得合計額が 500 万円未満

・南国市税と高知県税を滞納していない

・過去にこの補助金の交付を受けたことがない

■ **補助対象費用**／令和7年度中に支払った住居の購入費、賃料、敷金および礼金、引越業者などへの支払費用

■**補助金上限額**／**30万円**（婚姻届が受理された日に共に29歳以下の夫婦は**60万円**）

■ **申請期限**／令和8年3月31日まで

※予算がなくなり次第終了。ご不明な点があればお問い合わせください。

詳しくはこちらから

■申請・問い合わせ／子育て支援課　☎088-880-6562

シリーズ国営ほ場整備㊺

能間工区で次世代型ハウスが完成

令和7年3月、国営ほ場整備能間工区で、軒高4m、耐風速50m、環境制御機能を備えた約1.2haの次世代型ハウスが完成し、ピーマンの栽培を開始しました。

温度や湿度などの環境データを自動で取得・制御する先進的な環境制御システムにより、最適な栽培環境を24時間体制で維持し、蓄積された栽培データの分析を通じて、品質と生産性の向上を目指し、将来的には年間300tの収穫を目標としています。

■問い合わせ／農地整備課　☎ 088-880-6586